

(3) 利用者への安全情報の開示の推進

勧告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p>	
<p>利用者が貸切バス事業者を選択する際の参考情報として、国土交通省は、平成19年から同省のホームページ上で、過去3年間の自動車運送事業者に対する行政処分状況を公表している。</p>	図表 2-(3)-①
<p>また、総合的な対策において、「貸切バスの安全性に関連する情報を利用者に的確に提供するための「見える化」を推進する」とされたことを受け、国土交通省は、企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載するよう通達を改正し、また、旅客自動車運送事業等報告規則第3条に基づき、「一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告書」を貸切バス事業者に提出させ、平成28年12月20日から、貸切バス事業者の安全情報（以下「安全情報」という。）をホームページ上で公表している。</p>	図表 2-(3)-②
	図表 2-(3)-③
	図表 2-(3)-④
	図表 2-(3)-⑤
<p>安全情報として公表されている事項は、①事業者の情報（事業者名、主たる事務所住所、設立年度、日本バス協会への加入状況等）、②車両の情報（大型、中型、小型の種類別に、車両数、最古・最新の年式、ドライブレコーダー導入数・率、デジタル式運行記録計導入数・率、ASV導入数・率等）、③運転者の情報（正規・嘱託・派遣・その他ごとの人数、平均勤続年数、平均給与月額の水準）、④事故・行政処分に係る情報（走行10万台キロ当たりの重大事故件数、車停止処分、事業停止等）、⑤外部機関による安全チェックの活用状況（貸切バス事業者安全性評価認定（星の数）等）等である。</p>	図表 2-(3)-⑥
<p>国土交通省は、「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項」（平成28年国土交通省告示第1089号）を定め、今後は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づいて報告された内容について、1年未満の一定の頻度で公表するとしている。</p>	図表 2-(3)-⑦
	図表 2-(3)-⑧
<p>なお、消費者庁においては、軽井沢スキーバス事故を受け、観光ツアーやスキーツアー等の貸切バスや高速乗合バスについて、消費者の利用状況、安全性に関する意識等について把握するため、アンケート調査を行い、その結果に基づき、利用者がバスを選択する際の参考となる、安全性に関する情報が分かりやすく提供されるよう、国土交通省に要請した。</p>	図表 2-(3)-⑨
<p>【調査結果】</p>	
<p>今回、安全情報の公表状況について調査した結果は、以下のとおりである。</p>	
<p>ア 国土交通省による安全情報の公表状況</p>	
<p>国土交通省が公表している安全情報を確認したところ、運転者の平均勤続年数が50年以上となっているもの（10事業者）など、誤記が疑われるものがみ</p>	図表 2-(3)-⑩

られた。

国土交通省は、公表に当たって、基本的には事業者が報告した内容をそのまま公表するとしているが、上記のような誤記が疑われるものの有無や、事業者からの報告内容と国土交通省が保有している行政処分に係る情報等との整合性を確認するなどの取組が、安全情報の信頼性向上のために重要である。

公表項目のうち、特に「平均給与月額の水準」について、安全性との関係を利用者に分かりやすく解説する必要がある。

また、「ASV」、「デジタル式運行記録計」、「貸切バス事業者安全性評価認定」などの用語について特段説明がないが、利用者にはなじみが薄いと考えられる。例えば、「貸切バス事業者安全性評価認定」については、消費者庁のアンケート調査において、貸切バス事業者安全性評価認定制度を知らない人は、85.2%（注）に上っている。

これらのことから、安全情報として公表されている情報が利用者に有効に活用されないおそれがある。

（注）消費者庁のアンケート調査では、貸切バス事業者安全性評価認定制度及び認定事業者が掲示することができるセーフティバスマークを知っているか尋ねたところ、「制度は知らないがマークは見たことはある」人が11.1%、「制度もマークも知らない」人が74.1%であった。

イ 安全情報の公表状況に係る周知の実施状況

平成29年4月現在、国土交通省ホームページにおいて、トップページから安全情報を閲覧するには、次のような手順を経る必要がある。

- ① トップページの「政策情報・分野別一覧」から「自動車」を選択
- ② 「自動車」ページの「バス・タクシー・トラック事業者安全情報・行政処分情報等」のバナーをクリック
- ③ 「◆貸切バス事業者の安全情報はこちら」をクリック
- ④ 開いたページの「貸切バス事業者の安全情報はこちら。」のリンク箇所をクリック
- ⑤ 「貸切バス事業者の安全情報」のエクセル表を閲覧

安全情報は、特定の事業者の情報を見つけるには、エクセルの検索機能を使用する必要があり、行政処分情報よりも検索しづらい上、事業者ごとに各項目を横一列に記載したものであるため、視認性も低い。

また、国土交通省自動車局は、平成28年12月20日付けの事務連絡により、日本バス協会及び観光庁に対して、安全情報の公表の開始について会員及び関係業界への周知を依頼している。

しかしながら、平成29年4月現在、日本バス協会及び観光庁のホームページにおいては、国土交通省の該当ページへのリンクを設定するなどによる安全情報についての周知は行われていない。

安全情報は、企画募集のパンフレット等に記載された貸切バスの運行事業者名に基づき、利用者が安全性を判断する上で重要な情報であり、一層の周知を

図表 2-(3)-⑪


図ることが重要である。

【所見】

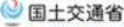
したがって、国土交通省は、貸切バスの安全性に関連する情報を利用者には的確に提供する観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 貸切バスの利用者にとって安全性を判断しやすい内容となるよう、専門用語について分かりやすく説明するなど、安全情報の内容を改善すること。その際、貸切バス事業者安全性評価認定制度を一層周知すること。
- ② 公表した安全情報の利用者等への広報を充実させるとともに、利用者等が安全情報を容易に入手できるよう、その公表方法を一層工夫すること。

図表 2-(3)-① 自動車運送事業者の行政処分情報検索（国土交通省ホームページ）（抜粋）



自動車総合安全情報
～ 自動車の安全な交通を目指して～



国土交通省
文字サイズ =A =A

車両・交通システムの先進テクノロジー
安全な自動車に乗ろう！
事業用自動車の安全対策
自賠責保険ポータルサイト

ホーム > 事業用自動車の安全対策 > 行政処分情報（ネガティブ情報の公開） > 事業者の行政処分情報検索

行政処分情報（ネガティブ情報の公開）

事業者の行政処分情報検索

行政処分の基準

事業者の行政処分情報検索

当ホームページでは、一層の利用者利便を確保するとともに、事業の健全な発達及び輸送の安全確保を図るため、バス、タクシー、トラックを利用する際の事業者選択の参考情報として、過去3年間（一般貸切旅客自動車運送事業者の一部処分については5年間^{※1}）の自動車運送事業者に対する行政処分等の状況を公表しています。

⚠️ ご利用にあたっての注意事項

1. 本システムで提供する行政処分情報は、各地方運輸局長等が自動車運送事業者に対して行った行政処分を定期的にとりまとめたもので、過去3年間（一般貸切旅客自動車運送事業者の一部処分については5年間^{※1}）の自動車運送事業者に対する行政処分情報を掲載しています。
2. 「都道府県」による検索は、「営業所の所在地」の都道府県を選択してください。
3. 行政処分情報は、行政処分を行った時点の情報です。
4. 本システムの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、利用者が本システムの情報を用いて行う一切の行為について、本システム管理者及び各担当部局は何ら責任を負うものではありません。
5. 本システムの掲載情報については、私的使用または引用等著作権法上認められた行為を除き、本システム管理者及び各担当部局に無断で転載等を行うことはできません。また、内容の全部または一部について、本システム管理者及び各担当部局に無断で改変を行うことはできません。
6. 行政処分情報は、処分の翌月末を目処に掲載します。集計作業等の進捗状況により、遅れる場合もございますのでご了承ください。

^{※1} 平成28年12月1日以降の許可取消及び事業停止処分から適用されます。
[※] 検索に関するお問い合わせは、自動車局安全政策課（内線41633）へご連絡ください。

（注）「国土交通省 自動車総合安全情報～自動車の安全な交通を目指して～ 事業者の行政処分情報検索」（<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anken/03punishment/cgi-bin/search.cgi>）による。

図表 2-(3)-② 安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策（平成 28 年 6 月 3 日
軽井沢スキーバス事故対策検討委員会）（抜粋）

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化		
項目	講ずべき事項	実施の目途
1. (略)		
①～⑦	(略)	(略)
2. 利用者に対する安全情報の「見える化」		
⑧ 貸切バス事業者の処分歴の公表方法の拡充	事業者の行政処分情報について、ホームページの更新頻度を月 1 回から月 3 回に増やすとともに、より手軽な閲覧方法としてスマートフォン向け簡易検索サイトを開設する。	実施済み（平成 28 年 3 月）
	事業者の行政処分情報について、ホームページに掲載する期間を延長する（現行は 3 年間限り）。	平成 28 年中
⑨ 利用者への貸切バス事業者名の提供	企画募集のパンフレット等に貸切バスの運行事業者名を掲載する（決まっていない場合には、「A 社、B 社又は同等の会社」等の表記の工夫を行う。なお、旅程保証及び取消料については下記⑩の状況を踏まえ、整理する。）。(通達改正)	平成 28 年夏まで
⑩ 貸切バス事業者の安全情報提供の仕組みの構築	貸切バス事業者に関する一定の安全情報の国への報告を義務付けるとともに、報告内容を整理し、安全行政に活用する。(省令改正)	平成 28 年中
	比較サイト等において、セーフティバス認定のランク等が掲載されるよう、貸切バス事業者に関する一定の安全情報を公表する。	平成 28 年中
	利用者に対し、貸切バス事業者の ASV 技術搭載車両導入率を情報提供する。	平成 29 年春まで
⑪ 車体等への ASV 技術の搭載状況の表示	車体等に ASV 技術の搭載状況を表示するためのガイドラインを策定する。(通達発出)	平成 28 年中
	セーフティバス認定の採点基準に ASV 技術搭載車両導入率を加える。	平成 28 年中
⑫ 安全運行パートナーシップガイドラインの改訂	利用者への情報提供、適正な運賃・料金の収受に関する内容を「安全運行パートナーシップガイドライン」に追記するとともに、名称を「安全運行パートナーシップ宣言」に変更する。(（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会、（公社）日本バス協会による措置)	平成 28 年夏まで
3. (略)		
⑬・⑭ (略)	(略)	(略)

図表 2-(3)-③ 企画旅行に関する広告の表示基準等について（平成 17 年 2 月 28 日付け国総旅振
第 387 号国土交通省大臣官房総合観光政策審議官通知）（抜粋）

- 3 企画旅行契約等に係る取引条件の説明に使用する書面の記載事項について（法第 12 条の 4、規則第 5 条関係）
- (1) ～ (5) (略)
- (6) 「旅行者が (5) に掲げる対価によって提供を受けることができる旅行に関するサービスの内容」について（規則第 5 条第 1 号ホ）少なくとも次の事項を記載すること。
- ① 運送サービス
- 利用する運送機関の種類、名称及び等級
- ア～エ (略)
- オ 貸切バスを利用する場合は、利用予定の貸切バス事業者を表示すること。この場合、事業者名が一つに特定されていることが望ましいが、これが困難であれば、「Aバス会社その他」等の範囲が不明確な記載を行わずに「Aバス会社又はBバス会社及び同等程度」のような限定的な記載方法により、複数列記すること。なお、「同等」と表示する場合は、別途、貸切バス事業者のリストを作成し、旅行者に利用予定の貸切バス事業者がわかるようにすること。
- ②・③ (略)
- (7) ～ (15) (略)

(注) 1 下線は、「「企画旅行に関する広告の表示基準等について」の一部改正について」（平成 28 年 10 月 31 日付け観
観産第 412 号観光庁長官通知）による改正箇所_に当省が付した。

2 本通達中、「法」とは旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）、「規則」とは、旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成 21 年内閣府・国土交通省令第 1 号）である。

図表 2-(3)-④ 旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）（抜粋）

（臨時の報告）

- 第 3 条 旅客自動車運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体は、前二条に定める報告書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長（主として指定都道府県等の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあっては、当該指定都道府県等の長。以下この条において同じ。）から、その事業又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告を求められたときは、報告書の提出その他の方法により報告をしなければならない。
- 2 国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の報告を求めるときは、報告の方法及び期限その他必要な事項を明示するものとする。

図表 2-(3)-⑤ 一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告書 (様式)

臨時報告様式 (第3条関係) (日本工業規格A列4番)	事業者番号	貸切
-----------------------------	-------	----

一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告書
(平成28年8月31日現在)

あて

主たる事務所住所 _____

事業者名 _____
(会社設立年度 _____ 年度)

代表者氏名・役職 _____

営業所名 _____

営業所住所 _____

担当者連絡先 _____

○保有車両に関する情報 (※別添「車両一覧」を合せて作成すること。)

	車両数 (両)	年式 (年) ※備考1		ドライブレコーダー搭載車両導入台数 (台)	デジタル式運行記録計搭載車両導入台数 (台)	ASV搭載車両導入台数 (台)	主な運行の態様 ※備考2
		最古	最新				
大型							
中型							
小型							
任意保険等の加入状況 (補償額)				対人保険		対物保険	

○人員体制に関する情報

運転者	正規 (人)	嘱託 (人)	派遣 (人)	その他 (人)	合計 (人)
	社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
	現在会社勤続平均年数 (年) ※備考3				
平均給与月額 (円) ※備考4					
運行管理者 (人)					
整備管理者 (人)					

○事故件数 (平成25年9月1日～平成28年8月31日)

	管轄区域内	全国	※備考5
交通事故件数 (件) ※備考6			
重大事故件数 (件) ※備考6			
死傷者数 (人)			
負傷者数 (人)			
(参考) 総走行キロ (km)			

○事故・違反歴等に係る情報 (平成25年9月1日～平成28年8月31日)

行政処分	車両停止処分 (日車)	改善報告 ※備考7
	事業停止 (日)	改善報告 ※備考7

○外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報

貸切バス事業者安全性評価認定 ※備考8	
地方バス協会による適正化コンサルティング (直近3年間) ※備考9	
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価 (直近3年間) ※備考10	
民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー (直近3年間) ※備考11	

○運輸安全マネジメントに関する情報

安全管理規程の届出年月日					
安全統括管理者	氏名	役職	選任年月日		
安全方針の作成及び公表 ※備考12					
安全目標の作成及び公表 ※備考12					

備考

- 1 年式には、保有している車両の中で最も古い車両と最も新しい車両の初度登録年を記入すること。
 - 2 主な運行の態様は、「観光輸送(昼間)」、「観光輸送(夜間)」、「学校・企業等送迎・行事輸送」、「冠婚葬祭輸送」、「乗合高速バス受託」、「その他」のいずれかを記入すること。
 - 3 現在会社勤続平均年数は、正規雇用の運転者における現在勤務している会社における勤続年数の平均を記入すること（過去に勤務していた他の会社における勤続年数は含まない）。
 - 4 平均給与月額には、正規雇用の運転者の給与、賞与、手当の平均月額の合計額を記入すること。
 - 5 事故件数の管轄区域内の欄については、運輸監理部又は運輸支局の管轄区域ごとに、当該運輸監理部又は運輸支局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績及び事故件数について記載すること。また、全国の欄については、許可（認可）を受けたすべての営業区域における当該事業について記載すること。
 - 6 交通事故とは、道路交通法（昭和 23 年法律第 105 号）第 72 条第 1 項の交通事故をいう。また、重大事故とは、自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）第 2 条の事故をいう。
 - 7 行政処分の改善報告は、「済」、「未済」のいずれかを記入すること。
 - 8 貸切バス事業者安全性評価認定は、「一つ星」、「二つ星」、「三ツ星」、「なし」のいずれかを記入すること。
 - 9 地方バス協会による適正化コンサルティングは、これを受けている場合は「○」、受けていない場合は「×」を記入すること。
 - 10 民間認定機関による運輸安全マネジメント評価は、これを受けている場合は「○」、受けていない場合は「×」を記入すること。
 - 11 民間認定機関による運輸安全マネジメント認定セミナーは、これを受講している場合は「○」、受講していない場合は「×」を記入すること。
 - 12 安全方針の作成及び公表、安全目標の作成及び公表については、それぞれ実施している場合は「○」、実施していない場合は「×」を記入すること。
- ※ 報告書は営業所ごとに 1 枚ずつ作成すること。
- ※ 正規雇用の運転手とは、期間を定めた雇用契約によらない雇用契約をしている運転者
- ※ 行政処分について、報告対象期間（平成 25 年 9 月 1 日から平成 28 年 8 月 31 日に当該営業所で、複数の行政処分を受けている場合は、合算した処分日車数若しくは処分日数を記入すること。

(注)「一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報報告書（様式）」に基づき、当省が作成した。

図表 2-(3)-⑥ 安全情報の公表項目

事業者の情報	事業者名		
	主たる事務所住所		
	設立年度		
	日本バス協会の加入状況		
	営業所名		
	営業所住所		
車両の情報	大型	車数 (台)	
		年式 (年)	最古 最新
	・ 中型	ドライブレコーダー搭載車導入数 (台)	
		デジタル式運行記録計搭載車導入数 (台)	
		A S V 搭載車導入数 (台)	
	・ 小型	ドライブレコーダー搭載車導入率 (%)	
		デジタル式運行記録計搭載車導入率 (%)	
		A S V 搭載車導入率 (%)	
		主な運行の態様	
運転者の情報	正規 (人)		
	嘱託 (人)		
	派遣 (人)		
	その他 (人)		
	合計 (人)		
	平均勤続年数(年)		
	平均給与月額の水準		
運行管理者 (人)			
整備管理者 (人)			
事故・行政 処分に係る情報	走行 10 万台キロ当たりの重大事故件数		
	車停止処分 (日車)		
	改善報告		
	事業停止 (月)		
	改善報告		
外部機関による 安全チェックの 活用に係る情報	貸切バス事業者安全性評価認定		
	地方バス協会による適正化コンサルティング (直近 3 年間)		
	民間認定機関における運輸安全マネジメント評価 (直近 3 年間)		
	民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー (直近 3 年間)		

(注) 安全情報に基づき、当省が作成した。

図表 2-(3)-⑦ 旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全に係る事項（平成 28 年国土交通省告示第 1089 号）

- 1 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号。以下「規則」という。）第四十七条の七第一項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 輸送の安全に関する基本的な方針
 - 二 輸送の安全に関する目標及びその達成状況
 - 三 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第四百号）第二条に規定する事故に関する統計
- 2 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号。以下「法」という。）第二十二條の二第一項の国土交通省令で定める規模以上の旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる事項（一般貸切旅客自動車運送事業者以外の旅客自動車運送事業者にあつては、第七号及び第八号に掲げる事項を除く。）とする。
 - 一 法第二十二條の二第一項に規定する安全管理規程
 - 二 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
 - 三 輸送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制
 - 四 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況
 - 五 輸送の安全にかかわる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置
 - 六 法第二十二條の二第二項第四号に規定する安全統括管理者に係る情報
 - 七 事業用自動車の運転者、法第二十三條第一項に規定する運行管理者及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十條第一項に規定する整備管理者に係る情報
 - 八 事業用自動車に係る情報
- 3 規則第四十七條の七第一項の規定による報告は、一般貸切旅客自動車運送事業者が、国土交通大臣に対し、前二項各号に掲げる事項について、電磁的方法（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法をいう。）により行うものとする。

図表 2-(3)-⑧ 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）（抜粋）

（旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかわる情報の公表）

第 47 条の 7 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

2 （略）

図表 2-(3)-⑨ 貸切バスに関する消費者意識調査について（平成 28 年 4 月 20 日消費者庁）（抜粋）



News Release

平成 28 年 4 月 20 日

貸切バスに関する消費者意識調査について

軽井沢スキーバス事故を受け、消費者庁では観光ツアーやスキーツアー等の貸切バスや高速乗合バスについて、消費者の利用状況、安全性に関する意識等について把握するため、アンケート調査を行いました（アンケートの詳細は別添参照。）。

調査結果から、以下のようなことが分かりました。

1. 「SAFETY BUS」（セーフティバス）マークは、ほとんど知られていない。
2. 消費者は、安全に関する取組について費用を負担する意向はある。
3. バス乗車時にシートベルトを常時している人は約 4 割。

こうした結果も踏まえ、消費者庁は、利用者がバスを選択する際の参考となる、安全性に関する情報が分かりやすく提供されるよう、国土交通省に要請をしました。

消費者庁では、平成 28 年 3 月に、国内のバスツアーや高速乗合バスを利用したことのある 20 歳以上の消費者 2,500 人に対し、使用状況や安全性に関する意識等についてアンケート調査を行いました。

調査結果の概要は、以下のとおりです。

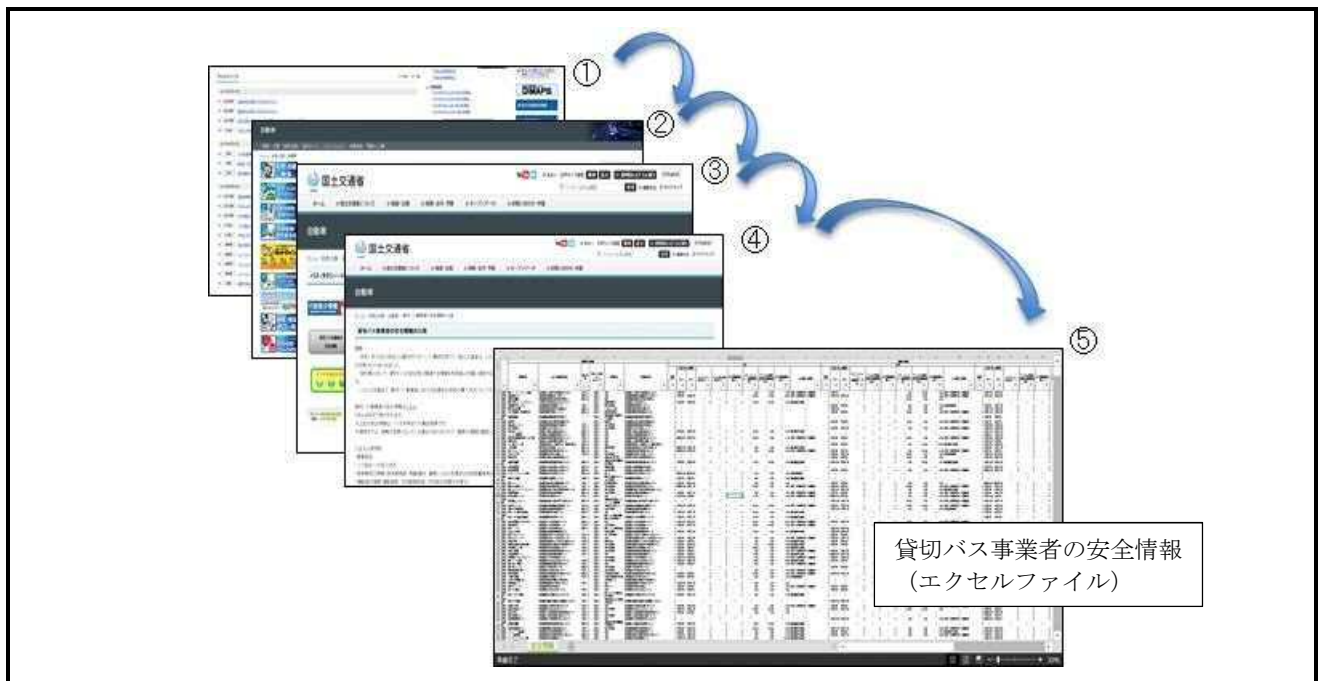
（略）

図表 2-(3)-⑩ 安全情報における運転者の平均勤続年数

運転者の情報						
正規(人)	嘱託(人)	派遣(人)	その他(人)	合計(人)	平均勤続年数(年) ※過去に勤務していた他の会社における勤続年数は含まない。	
0	1	0	0	1	50	
10	0	0	0	10	60	
8	3	0	0	11	50	
9	6	0	0	15	61	
7	1	0	0	8	57	
2	0	0	0	2	69	
4	0	0	0	4	56	
2	1	0	0	3	59	
3	0	0	0	3	57	
4	0	0	0	4	52	

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 安全情報から、平均勤続年数が50年以上となっているものを抽出した。

図表 2-(3)-⑪ 国土交通省トップページからの安全情報の閲覧手順



- (注) 平成 29 年 4 月 18 日現在の国土交通省ホームページに基づき、当省が作成した。